

# 男女共同参画推進事業所を募集します！

沼津市では平成20年度から男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内の事業所を「男女共同参画推進事業所」として認定し、その取り組みを広く紹介しています。

## なぜ、事業所で男女共同参画の取り組みが必要なの？

少子高齢化による労働人口の減少が深刻化する中で、優秀な人材の確保や、多様な人材の活用は企業にとって重要な課題となっています。男女ともに仕事だけでなく、育児や介護のしやすい働き方の実現や、働き続けやすい職場の環境整備など従業員の満足度を高め、意欲を持って仕事ができるような取り組みが必要です。

また、企業は業績だけでなく社会的公正や、地域貢献の取り組みなども評価されるようになってきました。市民や顧客、従業員等からの信頼を得るためにも、男女共同参画の取り組みが求められています。

## 対象となる事業所は？

沼津市内に所在する事業所が対象で、業種や規模は問いません。  
本店が市外に所在していても、市内に所在する支店は対象となります。

## 審査方法は？

審査項目40点満点中、従業員数300人以上の事業所は7割(28点)以上を得点し、従業員数300人未満の事業所は5割(20点)以上を得点する事が認定要件となります。

- 【配点】① 実施している場合・・・1点  
② 3年以内に取り組みを実施する予定の場合・・・0.5点  
③ その他の取り組みの実施など、制度の利用実績がある場合は加点されます。

### ◆ 主な審査項目 ◆

- I 性別にとらわれず、従業員の能力を活用する取組**……………12点  
(1) 人事管理面での配慮(募集、採用、人事配置など)  
(2) キャリア・アップ等に関する支援
- II 仕事と家庭の両立支援の取組**……………18点  
(1) 子育てに関する支援制度  
(2) 介護に関する支援制度  
(3) 制度を利用しやすい職場づくり
- III 男女がともに働きやすい職場づくりの取組**……………10点  
(1) 職場環境の改善  
(2) セクシュアル・ハラスメントの防止  
(3) 母性健康管理に関する措置



※ 具体的な審査項目は市のホームページをご覧ください。  
※ チェックシートで自己診断ができます。

## 認定されるとどんなメリットがあるの？

認定証を交付し、市のホームページや広報紙等により、事業所の取り組みについて広く紹介していきます。これにより、事業所のイメージや信頼性が向上し、優秀な人材の確保や業績の向上等につながると考えています。

### ◆ 事業所のメリット ◆

#### ① イメージの向上

「男女共同参画推進事業所」として、市のホームページや広報紙、駅前地下道等ショーケース等を通して、広く紹介されることで事業所イメージの向上につながります。

#### ② 優秀な人材の確保・定着

賃金やキャリア・アップと並んで、家庭や余暇を大切にしている従業員が増える中で、従業員の希望するライフスタイルを実現できる環境を提供することは、優秀な人材の確保・定着につながります。

#### ③ 労働意欲や生産性の向上

仕事と家庭を両立させるため、メリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児参加などで仕事を離れる時間を持つことで、新しい視点(発想)を仕事に活かすなど、従業員の意欲と能力を引き出すことができます。

#### ④ 効率化のきっかけ

育児休業や短時間勤務によって、職場における業務配分の見直しなど、仕事の進め方を見直し、効率的に働くきっかけになります。

#### ⑤ 各種セミナーへの参加

ワーク・ライフ・バランスや女性管理職の育成などをテーマにした県や市などが主催するセミナーへの参加により、キャリア・アップ、スキル・アップの学習機会が増えます。

#### ⑥ 沼津市建設工事競争入札参加資格の格付における加点

格付対象年度の前年12月31日において、沼津市男女共同参画推進事業所の認定を受けていて、その旨を申し出たときは、入札参加資格の格付において、基礎的事項の総合評定値に加点されます。



## 認定までの流れは？

- ① 申請書と審査項目票に必要事項を記入し、就業規則その他の資料を添付し、地域自治課に持参又は郵送でご提出ください。

(申請書等は下記の沼津市男女共同参画ホームページからダウンロードできます。)

◆ **申請期間: 令和元年8月15日(木)～9月30日(月)**(当日消印有効)

- ② 書類審査と実地審査(ヒアリング)の2段階で審査を行います。
- ③ 認定を受けた事業所には認定証を交付します。

※認定を受けた場合は、毎年、取組状況報告書を提出していただきます。



## 積極的に申請してみましょ！

**申請**  
問い合わせ先

〒410 - 8601 沼津市御幸町 16 番 1 号  
沼津市役所 地域自治課 協働推進係  
TEL:055 - 934 - 4807 / FAX:055 - 931 - 2606  
E-mail:kyodo@city.numazu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/commit/danjyo/index.htm>

